

金融商品の減損に関する 移行リソース・グループの活動内容

ASBJ 専門研究員 あべ けんたろう
阿部 建太郎

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」における新たな信用減損の要求事項の適用に関して、その適用上の論点を議論するために移行リソース・グループ（以下「ITG¹」という。）を組成している。本稿では、2015年4月22日に開催されたITGの第2回目の会議²の概要を紹介する。文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

1. 本会議で議論された論点

ITGは、2015年4月21日までに合計16個の論点を受領しており、このうち本会議では下記の8つの論点がアジェンダとして取り上げられた。

- (1) 将来の経済環境の予測
- (2) ローン・コミットメントのうち、減損の要求事項の適用対象となる取引について
 - ① ファイナンスリースを締結するコミットメントのうち、リース契約の締結後から契約発効までの期間
 - ② 小売業者が顧客に対して発行する、将来的に物品又はサービスの掛取引を可能とする取引口座を開設する解約可能なコミットメント
- (3) 予想信用損失一測定日
- (4) 金融保証契約付負債性金融商品に対する信用リスクの著しい増大の判定に、金融保証契約を考慮すべきか
- (5) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長期間
- (6) リボルビング信用枠
- (7) 発行済金融保証契約の予想信用損失の測定の際に、将来に受け取るプレミアムを考慮すべきか
- (8) 条件変更を行った金融資産に関する予想信用損失の測定について
 - ① 条件変更による利得又は損失の計算方法
 - ② 報告日における全期間の損失評価引当金の測定方法
 - ③ 条件変更による利得又は損失と、損失評価引当金の変動の表示方法
 - ④ IFRS第7号「金融商品：開示」の要求事項への対応

1 ITGは、12名より構成されており、わが国からは、南里哲男氏（三菱東京UFJ銀行）がメンバーとして参加している。

2 第1回会合では、電話会議によって、ITGの運営に関する事項が議論された。

2. 主な論点の概要

本稿では、比較的広範囲の利害関係者に影響があると思われる論点(1)、(3)及び(5)と、議論が分かれた論点(6)について取り上げる。

論点(1)：将来の経済環境の予測

IFRS 第9号において、企業は、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価し、予想信用損失の測定を行わなければならないとされている。また、その際には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。合理的で裏付け可能な情報には、将来の経済環境の予測も含まれている（IFRS 第9号 5.5.9項）。一方で、企業は実務上、報告日より前に利用可能である情報に基づき評価や測定を行うこともある。今回の会議では、報告日前後に経済環境の予測に影響を与える事象が生じた場合の取扱いについて、特に次の場合について議論が行われた。

① 企業が評価・測定に使用した経済環境の予測の公表後、その経済環境の予測に影響を与える事象が報告日までの間に生じた場合

ITGメンバーは、報告日以前に、新たに生じた事象を反映した予測が利用可能な場合、重要性を考慮しつつも、当該情報を信用リスクの著しい増大の判定や予想信用損失の測定に反映すべきであるというIASBによるスタッフによる分析に概ね同意した。

② 報告日と財務諸表の発行日の間に、経済環境の予測に影響を与える事象が生じた場合（IAS第10号「後発事象」との関連）

ITGメンバーは、報告日以降で財務諸表の発行日の前に、新たに生じた事象を反映した新しい情報が利用可能となった場合は、企業は当

該情報をIAS第10号に基づき修正を要する事象か否かを評価すべきであるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

論点(3)：予想信用損失—測定日

IFRS 第9号において、企業は、各報告日における予想信用損失を測定しなければならないとされている。今回の会議では、報告日以外の次のような時点においても、予想信用損失の測定が求められるかに関して議論が行われた。

① 金融資産の認識を中止した日における測定

ITGメンバーは、要求事項を踏まえて、償却原価で測定する金融資産の損益を計算するために、認識の中止時点の損失評価引当金を測定することは必要であるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。一方、実務上の観点から、重要性を考慮しつつも、認識を中止する直前の報告日で測定した損失評価引当金で代替するというコメントも示された。

② 金融資産の当初認識日における測定

IASBスタッフは、当初認識日に、外貨建資産の為替換算損益を測定するために予想信用損失の測定を行うべきであるという分析を示していた。しかし、ITGメンバーからは、企業は金融資産を当初認識日に公正価値で測定することが要求されている点を踏まえ、当初認識時に予想信用損失の測定を行う必要はないという見解が示された。

論点(5)：予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長期間

IFRS 第9号では、企業が予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）とされており、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではない（IFRS 第9号 5.5.19項）とされている。

今回の会議では、企業が集合的に与信管理をしており、個別の与信管理は行っていないモーゲージローンのポートフォリオで、貸手である企業が撤回しない限り契約期間が自動的に延長される場合、考慮すべき最長の期間は契約期間なのか、又は延長される期間なのかについて議論された。

ITGメンバーは、貸手は契約期間を延長しないことが選択できるため、信用リスクに晒される期間は契約期間であるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

論点(6)：リボルビング信用枠

① 予想信用損失を測定する際の信用リスクに晒される期間の決定

今回の会議では、企業が顧客に対してリボルビング信用枠を供与しているクレジットカードのポートフォリオを例に、予想信用損失を測定するために、ステージ1、ステージ2、ステージ3のそれぞれの資産についてどのように信用リスクに晒される期間を決定すべきかが議論された。

●ステージ1の資産：

IASBスタッフから、予想信用損失を12か月で見積るが、企業が資産グループを細分化できるのであれば、再分化したサブポートフォリオによっては12か月よりも短い期間で見積ることも妥当な場合があるという分析が示された。

●ステージ2の資産：

IASBスタッフから、損失見積期間を決めるためには、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な経済環境予測と、信用リスクが増大した場合に企業が実行すると見込んでいる信用リスク管理行動を考慮する必要があるという分析が示された。

●ステージ3の資産：

IASBスタッフから、企業は既に信用枠を閉鎖するための行動を起こしているため、回収額及びタイミングの見込みに基づいて予想信用損

失額を計算するという分析が示された。

ITGメンバーの間では、ステージ1及びステージ2に関しては、信用リスク管理行動により、信用リスクに晒される期間を予測される平均残存期間よりも短く留めることが可能かという点で意見が分かれ、コンセンサスを得るには至らなかった。一方、ステージ3に関しては、ITGメンバーは、IASBスタッフによる分析に概ね同意した。

② 信用リスクの著しい増大を判定する際の当初認識日

今回の会議では、20年以上から新規までの幅広い利用期間の顧客を対象にリボルビング信用枠を供与しているクレジットカードのポートフォリオを例に、顧客が学生カードからプレミアムカードにカードを切り替えた場合や信用枠を増額した場合などのケースにおいて、信用リスクの著しい増大を判定する際の当初認識日をどのように決定するかについて議論された。

IASBスタッフからは、当初の契約における当初認識日を信用リスクの著しい増大を判定する際の当初認識日とするべきであるという分析が示された。一方、ITGメンバーからは、例えばカードの切り替えによる契約条件の変更は、金融商品の認識の中止と新たな認識となり、信用リスクの著しい増大を判定する際の当初認識日の変更を要求することになるという意見も示された。

3. 今後の予定

IASBは、ITG会議で議論された適用上の論点について要約を公表することを計画している。また、IASBはITGの活動を2015年中に完了させる考えを表明しており、それまでに2回の会議(9月16日と12月11日)を開催することが予定されている。